

赤十字講習会の受講者を募集

救急法講習会の受講者を募集します。講習会の最後には、検定を行い合格者には、「赤十字救急法救急員認定証」を交付します。

- 開催日 9月6日(土)・7日(日)・13日(土)・14日(日)
- 時間 9時～16時
- 場所 市社会福祉会館
- 対象者 15歳以上
- 受講料 無料
- ※教材費3,000円が必要
- 定員 30人(定員になり次第締め切り)
- 応募期限 9月5日(金)

※応募方法など、詳しくは、お問い合わせください。

【問い合わせ・応募先】
日本赤十字社鹿児島県支部
☎099-256-2099

ジ作成

- 対象者 求職中の身体障害者
- 受講料 無料
- 訓練場所 鹿屋商工会議所
- 訓練期間 8月7日(木)～10月31日(金)
- 募集期限 7月4日(金)

※応募方法など、詳しくは、お問い合わせください。

【問い合わせ・応募先】
介護福祉科
内容 訪問介護員養成研修2級課程、就労支援講座
対象者 求職中の知的障害者
受講料 無料
訓練場所 大隅地域福祉事業所「ゆらおう」
訓練期間 8月7日(木)～10月31日(金)
募集期限 7月4日(金)

※応募方法など、詳しくは、お問い合わせください。

【問い合わせ・応募先】
県障害者職業能力開発校
☎0996-44-2206

パークヒルズ鹿屋宅地分譲の購入者を募集

県住宅供給公社では、期間中にパークヒルズ鹿屋の分譲宅地をご契約していただいた人に、宅地の1割相当額を助成します。

【問い合わせ・応募先】
人事院九州事務局
☎0924317733

● 受験資格 昭和62年4月2日～平成3年4月1日生まれの人
● 試験内容 高校卒業程度
● 受付期間 6月24日(火)～7月1日(火)
● 通信日付印有効
● 第一次試験日 9月7日(日)

※詳しくは、お問い合わせください。

【問い合わせ・応募先】
県住宅供給公社
☎099-226-7831

平成21年成人式について

成人式の日程が決まりました

- 日時 平成21年1月11日(日) 11時～
※成人の日の前日
- 会場 市文化会館
- 対象者 昭和63年4月2日～平成元年4月1日生まれの人

成人式実行委員を募集します

市では成人式をより思い出深いものにするため、市民の皆さんに企画・立案・運営を行なっていただきたいと考えています。みんなの心に残るオリジナルな成人式をつくるために「あなたの想いと力」を活かしてみませんか。

- 対象者 平成21年の新成人又は興味・意欲のある25歳までの人
- 応募方法 電話又はEメールでご応募ください。
- 募集期限 6月30日(月)

※詳しくは、お問い合わせください。

【問い合わせ・応募先】
市社会教育課(6階)
☎0994-31-1138
Eメール syakaikyoubu@e-kanoya.net

本年度も住宅改造費を助成します

- 助成対象者
 - 高齢者住宅 介護保険の要介護認定において、要支援又は要介護の認定を受けた人が属する世帯
 - 障害者住宅 身体障害者手帳所持者で、障害の程度が1級又は2級に該当し、日常生活に支障のある人が属する世帯
- 所得制限 生計中心者の前年の課税所得金額が330万円以下の世帯
- 補助対象 在宅の助成対象者の自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担軽減を図るために、自宅又は借家等で、既存の居室、台所、便所等を改造するために要する経費

※借家、借間は持主の許可が必要です。
※単に住宅の維持補修を目的とした工事は対象外となります。

● 補助金額 補助対象となる経費(1件80万円以内)の3分の2で上限額が533千円


● 申請期間 7月1日(火)～9月1日(月)

着工日 補助金交付決定 通知書を受理した日以降 事前に着工している場合は対象外となります。

● その他
○ 改造経費に、介護保険法又は市障害者日常生活用具給付事業実施要綱の規定により給付を受ける住宅改修費が含まれる場合、その金額を除いた額が補助対象経費となります。
○ 申請件数が多い場合は、助成を受けられない場合があります。

【問い合わせ・申請先】
高齢者住宅
市高齢福祉課
(1階⑦番窓口)
☎0994-31-1116

障害者住宅
市福祉政策課
(1階⑯番窓口)
☎0994-31-1113



平成19年度の市県民税について

税源委譲は、住民税を増額し所得税を減額することで調整され、所得税と住民税を合わせると税負担は変わらない仕組みでした。しかし、所得税と住民税は課税する年度が異なるため、平成19年に所得が減って所得税が課税されない人は、住民税だけが増額になり所得税の減額の恩恵を受けることができないため、平成19年度分の住民税を減額する措置を行います。

● 対象者 平成18年は所得税が課税されていた人で、平成19年は所得が減って所得税が課税されなかった人

※対象になると思われる人には、6月下旬に減額申告書をお送りします。

※平成19年度分住民税を課税した平成19年1月1日現在住んでいた市区町村へ減額申告書を提出してください。申告先を間違えないように、ご注意ください。

● 申告期間 7月1日(火)～31日(木)

※既に納付済みの場合は還付します。
※詳しくは、お問い合わせください。

税源移譲前の税額		
住民税額	所得税額	
税源移譲前の住民税額	税源移譲による住民税増額分	税源移譲後の所得税額
税源移譲前の住民税額	税源移譲による住民税増額分	所得税なし

減額申告を行えばこの部分が減額されます。

【問い合わせ・申告先】 市税務課(1階⑭番窓口) ☎0994-43-2111 内線3114・3115

